

寒川町下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第28号

寒川町下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

寒川町下水道排水設備指定工事店規則規則(平成13年寒川町規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条、第5条関係)

下水道排水設備指定工事店 指 定申 請 書	
(宛先) 寒川町長	
ふ り が な 〒 住 _____ 所 _____ ふ り が な 申請者 商号(名 称)_____ ふ り が な 氏名(代表者)_____ 電 _____ 話 _____ (____) _____	工事店番号 *
次のとおり、書類を添えて申請いたします。	
申 請 区 分	☐ 新 規 ☐ 更 新
〔添付書類〕 ☐ 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書 ☐ 誓約書(第2号様式) ☐ 身分証明書(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書) ☐ 登記事項証明書及び定款の写し ☐ 営業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)並びに営業所及び倉庫の写真 ☐ 専属の下水道排水設備責任技術者名簿(第4号様式) ☐ 責任技術者証の写し ☐ 設備・器材所有調書(第5号様式) ☐ その他(_____)	

*は、更新の場合のみ記入してください。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条、第9条関係）

誓 約 書

私（法人にあつては、役員を含む。）は、次の規定に該当しない者であることを誓約します。

☐ 寒川町下水道条例第6条の2第4号ア

☐ 寒川町下水道条例第6条の9第2項第1号

年 月 日

申請者

〒

ふりがな

住 所

ふりがな

*商号（名称）

ふりがな

氏名（代表者）

電 話

（ ）

（宛先）

寒川町長

*商号（名称）に、下水道排水設備責任技術者登録申請者は記入しないで下さい。

第2号様式の2を削り、第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第2条関係)

年 月 日			
専属の下水道排水設備責任技術者名簿 (宛先) 寒川町長			
ふ り が な 〒 住 所			
ふ り が な 申請者 商号 (名 称)			
ふ り が な 氏名 (代表者)			
電 話 ()			
ふ り が な 氏 名	ふ り が な 住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		
	〒		
上記の者は、当店に在籍していることを証明します。 役・氏名 (代表者) _____			

[添付書類]

- ・ 責任技術者証の写し

第 6 号様式、第 8 号様式及び第 9 号様式中「㊟」を削り、第 10 号様式を次のように改める。

第10号様式(第7条関係)

(表)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店異動届出書

(宛先)

寒川町長

〒
住 所
商号(名称)
氏名(代表者)
電 話 ()

次のとおり、異動がありましたので届け出ます。

指 定 番 号	第 号	
有 効 期 限	自 年 月 日 至 年 月 日	
異 動 事 項		
ふ り が な 組 織	新	
	旧	
ふ り が な 代 表 者	新	
	旧	
ふ り が な 商 号	新	
	旧	
ふ り が な 営 業 所 移 転	新	〒
	旧	〒
ふ り が な 専 属 の 責 任 技 術	新	
	旧	
ふ り が な 住 居 表 示	新	〒
	旧	〒
電 話 番 号	新	
	旧	

*添付書類は、裏面参照のこと。

(裏)

[添付書類]

【組織】

登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証及び責任技術者証の写し

【代表者】

登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証、誓約書(第2号様式)及び身分証明書(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書)

【商号】

登記事項証明書(法人のみ)及び指定工事店証

【営業所移転】

営業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)、営業所及び倉庫の写真、登記事項証明書(法人のみ)、指定工事店証及び固定資産物件証明書(登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の写し

【専属の責任技術者】

責任技術者証の写し

【住居表示】

住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書(登記事項証明書でも可)及び指定工事店証

第12号様式を次のように改める。

[illegible]

*は、更新の場合のみ記入してください。

第13号様式、第15号様式及び第16号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(残存用紙の使用)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の寒川町下水道排水設備指定工事店規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、なお使用することができる。